組織犯罪対策

第3章

CHAPTER 3

第1節 暴力団対策

1 暴力団情勢

暴力団は、近年、伝統的な資金獲得活動や民事介入暴力、行政対象暴力等に加え、その組織実態を隠蔽しながら、建設業、金融業、産業廃棄物処理業等や証券取引といった各種の事業活動へ進出して、企業活動を仮装したり、共生者(注1)を利用したりするなどして、一般社会での資金獲得活動を活発化させている。

また、公共事業に介入して資金を獲得したり、各種公的給付制度等を悪用した詐欺事件等を多数敢行するなど、社会経済情勢の変化に応じた多種多様な資金獲得活動を行っている。

さらに、繁華街や住宅街における拳銃を使用した凶悪な犯罪も後を絶たず、依然として社会にとって大きな脅威となっている。

警察では、社会経済情勢の変化にも留意しつつ、暴力団犯罪の取締りの徹底、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（以下「暴力団対策法」という。）の効果的な運用に加え、全ての都道府県で施行された暴力団排除条例の活用を始めとする社会が一体となった暴力団排除活動を推進している。

（1）暴力団構成員等の推移

暴力団構成員及び準構成員(注2)（以下「暴力団構成員等」という。）の推移は、図3－1のとおりである。その総数は、平成8年から16年にかけて緩やかに増加してきたが、17年から減少している。

山口組、住吉会及び稲川会の3団体の暴力団構成員等の数は、18年から減少しているが、総数に占める割合は7割以上に及んでおり、依然として寡占状態にある。中でも山口組の暴力団構成員等の数は暴力団構成員等の総数の44.1%(注3)を占めている。

図3-1 暴力団構成員等の推移（平成14～23年）

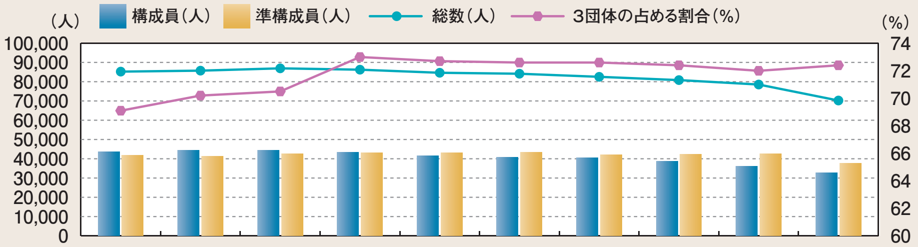

区分＼年次	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23
総数（人）	85,300	85,800	87,000	86,300	84,700	84,200	82,600	80,900	78,600	70,300
構成員	43,600	44,400	44,300	43,300	41,500	40,900	40,400	38,600	36,000	32,700
準構成員	41,700	41,400	42,700	43,000	43,200	43,300	42,200	42,300	42,600	37,600
3団体総数（人）	58,900	60,200	61,300	63,000	61,600	61,100	60,000	58,600	56,600	50,900
3団体の占める割合（%）	69.1	70.2	70.5	73.0	72.7	72.6	72.6	72.4	72.0	72.4

注：3団体の占める割合＝3団体総数÷総数×100

注1：暴力団に利益を供与することにより、暴力団の威力、情報力、資金力等を利用し自らの利益拡大を図る者をいう。
2：暴力団構成員以外の暴力団と関係を有する者であって、暴力団の威力を背景に暴力的不法行為等を行うおそれがあるもの、又は暴力団若しくは暴力団構成員に対し資金、武器等の供給を行うなど暴力団の維持若しくは運営に協力し、若しくは関与するものをいう。
3：山口組の暴力団構成員の数は、全ての暴力団構成員の数の46.5%を占める。

（２）山口組の情勢

山口組は、その暴力団構成員等の数に加え、多くの暴力団と友誼（ぎ）関係（注１）等を構築することにより、大半の暴力団に影響を及ぼし得る地位を獲得しており、山口組による一極集中の勢力関係が生じている。その山口組の傘下組織の一つである弘道会は、山口組を事実上支配し、山口組を一層強大化させる原動力となっている（注２）。

（３）暴力団の解散・壊滅

平成23年中に解散・壊滅した暴力団の数は204組織、所属する暴力団構成員の数は1,485人であり、このうち山口組、住吉会及び稲川会の３団体の傘下組織の数は167組織（81.9%）、所属する暴力団構成員の数は1,250人（84.2%）である。

（４）暴力団の指定

平成24年６月１日現在、暴力団対策法の規定に基づき21団体が指定暴力団として指定されており、23年中は、九州誠道会が２回目の指定を受けたほか、５団体（注３）が７回目の指定を受けた。

表３－１　指定暴力団一覧表（21団体）

番号	名　称	主たる事務所の所在地	代表する者	勢力範囲	構成員数
1	六代目山口組	兵庫県神戸市灘区篠原本町4-3-1	篠田　建市	1都1道2府41県	約15,200人
2	稲川会	東京都港区六本木7-8-4	辛　炳圭	1都1道17県	約4,000人
3	住吉会	東京都港区赤坂6-4-21	西口　茂男	1都1道1府16県	約5,600人
4	五代目工藤會	福岡県北九州市小倉北区神岳1-1-12	野村　悟	3県	約600人
5	旭琉會	沖縄県那覇市辻2-6-19	富永　清	県内	約520人
6	六代目会津小鉄会	京都府京都市下京区東高瀬川筋上ノ口上る岩滝町176-1	馬場　美次	1道1府	約360人
7	五代目共政会	広島県広島市南区南大河町18-10	守屋　輯	県内	約260人
8	七代目合田一家	山口県下関市竹崎町3-13-6	金　教煥	3県	約160人
9	四代目小桜一家	鹿児島県鹿児島市甲突町9-1	平岡　喜榮	県内	約100人
10	四代目浅野組	岡山県笠岡市笠岡615-11	森田　文靖	2県	約120人
11	道仁会	福岡県久留米市京町247-6	小林　哲治	4県	約810人
12	二代目親和会	香川県高松市塩上町2-14-4	吉良　博文	県内	約50人
13	双愛会	千葉県市原市潤井戸1343-8	塩島　正則	2県	約220人
14	三代目俠道会	広島県尾道市山波町3025-1	渡邉　望	6県	約160人
15	太州会	福岡県田川市大字弓削田1314-1	日高　博	県内	約170人
16	八代目酒梅組	大阪府大阪市西成区太子1-3-17	南　與一	府内	約70人
17	極東会	東京都豊島区西池袋1-29-5	曺　圭化	1都1道13県	約1,000人
18	二代目東組	大阪府大阪市西成区山王1-11-8	滝本　博司	府内	約170人
19	松葉会	東京都台東区西浅草2-9-8	荻野　義朗	1都1道8県	約1,100人
20	三代目福博会	福岡県福岡市博多区千代5-18-15	金　寅純	4県	約270人
21	九州誠道会	福岡県大牟田市上官町2-4-2	朴　政浩	1都5県	約350人

注１：本表の「名称」、「主たる事務所の所在地」、「代表する者」は、平成24年３月29日現在のものを示している。
　２：本表の「勢力範囲」、「構成員数」は、平成23年末のものを示している。ただし、旭琉會については名称変更公示日（24年3月29日現在）のものを示している。
　３：平成23年末における全暴力団構成員数（約32,700人）に占める指定暴力団構成員数（約31,300人）の比率は95.7%である。
　４：沖縄県公安委員会は、指定暴力団四代目旭琉会が消滅したので、暴力団対策法の規定に基づき、その指定を取り消し、平成24年３月29日、その旨を公示した。また、指定暴力団沖縄旭琉会が名称を「旭琉會」に改めたことから、同日、暴力団対策法の規定に基づき、その旨を公示した。

注１：他団体との間で、首領、幹部同士が擬制的血縁関係を結び、義兄弟になるなどして作り上げられる関係をいう。
　２：山口組・弘道会対策については120頁参照
　３：三代目俠道会、太州会、八代目酒梅組、極東会及び二代目東組

2 暴力団犯罪の取締り

（１）検挙状況

暴力団構成員等の主要罪種別検挙人員の推移は、図３－２のとおりである。暴力団構成員等の総検挙人員のうち、覚せい剤取締法違反、恐喝、賭博及びノミ行為等（注）（以下「伝統的資金獲得犯罪」という。）の検挙人員が占める割合は、３割程度で推移しており、これらが有力な資金源となっていると言えるが、近年、窃盗及び詐欺の検挙人員が増加傾向であることから、暴力団が資金獲得活動を変化させている状況もうかがわれる。

図３－２　暴力団構成員等の主要罪種別検挙人員の推移（平成14～23年）

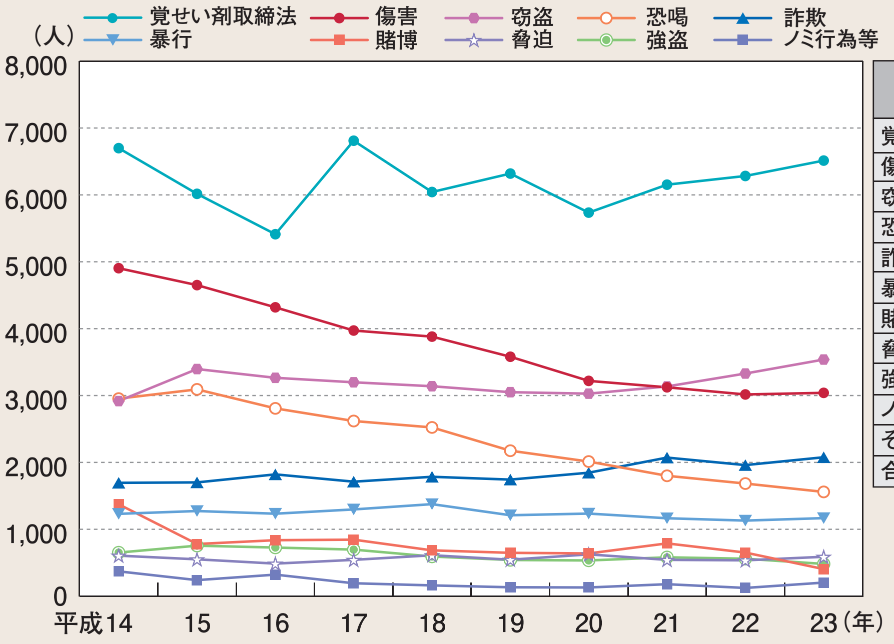

区分	10年間の増減率（%）
覚せい剤取締法	△ 2.8
傷害	△ 38.0
窃盗	21.3
恐喝	△ 47.2
詐欺	22.5
暴行	△ 5.2
賭博	△ 70.5
脅迫	△ 2.8
強盗	△ 26.1
ノミ行為等	△ 45.3
その他	△ 9.8
合計	△ 14.8

表３－２　暴力団構成員等に係る伝統的資金獲得犯罪の検挙人員の推移（平成14～23年）

区分 ＼ 年次	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23
暴力団構成員等の総検挙人員（人）	30,824	30,550	29,325	29,626	28,417	27,166	26,064	26,503	25,686	26,269
伝統的資金獲得犯罪の検挙人員	11,398	10,128	9,379	10,467	9,412	9,275	8,517	8,921	8,742	8,680
覚せい剤	6,699	6,016	5,412	6,810	6,043	6,319	5,735	6,153	6,283	6,513
恐喝	2,954	3,092	2,808	2,619	2,523	2,175	2,013	1,800	1,684	1,559
賭博	1,374	780	837	845	685	648	639	789	652	405
ノミ行為等	371	240	322	193	161	133	130	179	123	203
構成比（%）	37.0	33.2	32.0	35.3	33.1	34.1	32.7	33.7	34.0	33.0

注：構成比＝伝統的資金獲得犯罪の検挙人員÷暴力団構成員等の総検挙人員×100

注：競馬法、自転車競技法、小型自動車競走法及びモーターボート競走法の公営競技関係４法違反

（２）企業を対象とした加害行為事案及び対立抗争事件等

平成23年中、企業を対象とした加害行為事案で暴力団等によるとみられる（暴力団構成員等によるもの又は暴力団の関与がうかがわれるもの。以下同じ。）ものは、表３－３のとおり27件発生しており、これらの犯行には銃器や爆発物等が用いられるなどしている。

また、対立抗争事件及び銃器発砲事件のうち暴力団等によるとみられるものの発生事件数等の推移は、表３－４のとおりである。23年中、新たな対立抗争事件の発生はなかったものの、18年に発生した道仁会と九州誠道会との対立抗争の再燃に伴う不法行為が13回発生し、８人が死傷した。さらに、銃器発砲事件のうち暴力団等によるとみられるものは33件発生し、これにより12人が死傷した。

事例１ Case

太州会幹部（55）らは、23年２月、福岡県内の建設会社の事務所に向けて拳銃を発射し、同事務所のドアや外壁等を損壊するなどした。同年10月、同人らを銃刀法違反及び建造物損壊罪で逮捕した（福岡）。

事例２ Case

道仁会傘下組織幹部（58）は、23年４月、佐賀県内の病院出入口において、九州誠道会の幹部らを銃撃して殺傷した。同年7月、同人を殺人罪、殺人未遂罪等で逮捕した（佐賀）。

表３-３　企業を対象とした加害行為事案の発生状況（平成22、23年）

区分／年次	件数	銃器使用	爆発物使用	火炎瓶使用	その他
22	11	3	2	0	6
23	27	10	2	4	11

表３-４　対立抗争事件等の発生件数の推移（平成14～23年）

区分	年次	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23
対立抗争	発生事件数（事件）	7	7	6	6	0	3	1	1	0	0
	発生回数（回）	28	44	31	18	[15]	18	6	4	0	13
	うち銃器使用	21 (75.0)	32 (72.7)	19 (61.3)	11 (61.1)	[8] ([53.3])	12 (66.7)	3 (50.0)	1 (25.0)	0	9 (69.2)
	死者数（人）	2	7	4	2	0	8	3	2	0	4
	負傷者数（人）	14	15	12	4	[6]	8	0	0	0	4
銃器発砲	発砲事件数（事件）	112	104	85	51	36	41	32	22	17	33
	死者数（人）	18	28	15	7	2	12	8	6	6	5
	負傷者数（人）	20	27	12	6	8	7	5	8	3	7

注１：対立抗争事件においては、特定の団体間の特定の原因による一連の対立抗争の発生から終結までを「発生事件数」１事件とし、これに起因するとみられる不法行為の合計を「発生回数」としている。
２：（　）内は、銃器使用率を示す。
３：18年中に発生した道仁会と九州誠道会との間の内紛や対立による襲撃事件等とみられる事件に関するものについては、19年以降に発生したものであっても、［　］内に計上した。

（3）資金獲得犯罪

警察では、多様化・不透明化する暴力団の資金獲得活動に関する情報を収集・分析するとともに、社会情勢の変化に応じた暴力団の資金獲得活動の動向にも留意しつつ、各種の事業活動に進出している暴力団や共生者等に対する取締りを推進している。

①　社会経済情勢の変化に応じた資金獲得犯罪

暴力団は、企業や行政機関を対象とした不当要求、振り込め詐欺、強盗、窃盗のほか、最近の経済不況下における各種公的給付制度を悪用した詐欺等、時代の変化に応じて様々な資金獲得犯罪を行っている。

事例1 Case

会津小鉄会傘下組織構成員（60）は、生活保護費をだまし取ろうと企て、暴力団構成員であることを隠し、暴力団構成員としての活動に従事するため就業するつもりがないのに「派遣切りに遭い、失業することとなった。現在は求職活動を行っており、面接に行く予定もある」と嘘を言うなどして、平成21年3月から22年7月にかけて生活保護費約370万円をだまし取った。23年3月、同人を詐欺罪で逮捕した（滋賀）。

②　経済活動を装った資金獲得犯罪

暴力団は、実質的にその経営に関与している暴力団関係企業を通じ、又は共生者と結託するなどして、暴力団の威力を背景としつつ、一般の経済取引を装い、貸金業法違反、廃棄物の処理及び清掃に関する法律違反等様々な資金獲得犯罪を行っている。

事例2 Case

弘道会直系組織幹部（38）は無登録で貸金業を営み、20年10月から21年12月にかけて、法定利息を上回る利息を受け取っていた。23年2月、同人を貸金業法違反及び出資法違反で逮捕した（愛知）。

コラム ❶山口組・弘道会対策

1　弘道会の概要

現在の山口組組長が昭和59年に立ち上げた山口組の傘下組織で、主たる事務所は愛知県名古屋市にある。

現在の山口組は、弘道会の初代会長が六代目の組長、二代目の弘道会会長が若頭（注1）となっており、弘道会が山口組の主要な地位を押さえている状態にある（注2）。

2　山口組・弘道会集中取締り等対策の推進

暴力団対策上、一極集中状態にある山口組の弱体化が急務であり、そのためには、山口組の強大化を支える弘道会の弱体化を図ることが不可欠である。警察では、組織を挙げて山口組・弘道会及びその傘下組織に対する取締り等を推進している。23年中は、山口組直系組長17人、弘道会直系組長19人、弘道会系直系組織幹部42人を検挙した。

事例3 Case

弘道会直系組長（51）は、18年7月、クレジットカードをだまし取ろうと企て、無職であるにもかかわらず、定職を有し継続的に収入を得ているように装ってクレジットカードをだまし取った。23年5月、同人を詐欺罪で逮捕した（愛知）。

事例4 Case

弘道会直系組長（45）は、21年4月、地区の再開発事業に伴う解体工事に自己の影響下にある企業を参入させるため、開発関係者を「こんなもん潰そうと思ったら簡単やぞ。できんようにしてしまうぞ」などと脅迫し開発関係者に自己の影響下にある企業を参入させるよう強要した。23年6月、同人を強要罪で逮捕した（岐阜）。

注1：一般に、組長等の代表者以外で組織の運営を支配する地位にある者の筆頭者をいう。
　2：暴力団においては、傘下組織の組長等が同時に上位組織の幹部となっている状況がみられる。

3 暴力団対策法の運用

指定暴力団員がその所属する暴力団の威力を示して暴力的要求行為等を行った場合等には、暴力団対策法に基づき、都道府県公安委員会は中止命令等を発出することができる。

都道府県公安委員会が最近５年間に発出した中止命令等の発出件数は表３−５のとおりである。

事例 Case

山口組傘下組織構成員（26）は、脱退の意思を示した構成員に対し、「お前勝手にそんなこと通用すると思っとるんか」などと告げて威迫し、脱退を妨害した。平成23年１月、県公安委員会は、同人に対し、同組織からの脱退を妨害することや脱退を妨害する目的で電話をかけたり、信書を送り付けたり、面会を要求してはならない旨命じた（静岡）。

図３-３　暴力団対策法に基づく命令の概要

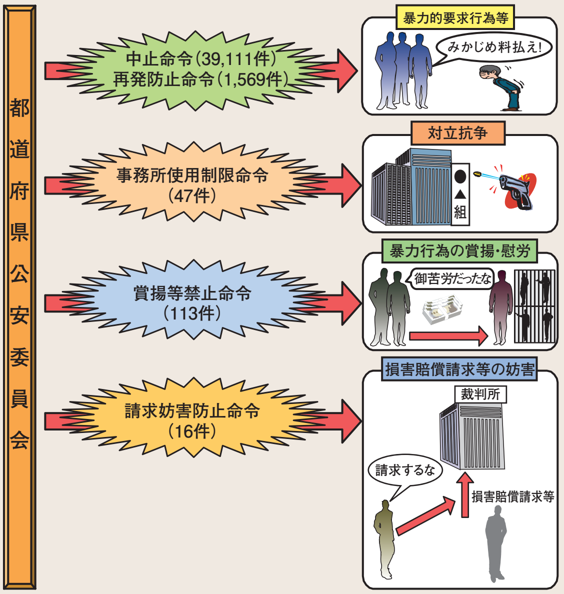

注:(　)内は、暴力団対策法施行以降平成23年末までの発出件数を示す。

表３-５　暴力団対策法に基づく中止命令等の発出件数（平成19〜23年）

区分		年次	19	20	21	22	23
合計(件)			2,427 (110)	2,270 (86)	2,119 (95)	2,130 (101)	2,064 (139)
形態別	第9条	不当贈与要求行為	764 (25)	796 (20)	721 (18)	734 (27)	723 (27)
		不当下請等要求行為	62 (2)	16	13	8 (1)	5
		みかじめ料要求行為	223 (16)	170 (14)	176 (14)	159 (14)	169 (12)
		用心棒料等要求行為	369 (30)	407 (28)	333 (18)	379 (15)	355 (24)
		高利債権取立等行為	35	43 (2)	49 (4)	46 (4)	36 (8)
		不当債権取立行為	19	15 (1)	12	11	24 (2)
		不当債務免除要求行為	86	72 (1)	87 (1)	82	68 (2)
		不当貸付等要求行為	16 (1)	14 (1)	19	19	11 (0)
		競売等妨害行為	0	0	0	0	0
		不当示談介入行為	2	1	2	0	1
		因縁をつけての金品等要求行為	24	25 (1)	22	28	11
		その他	4	7	8	5	15
	第10条	暴力的要求行為の要求	(1)	(0)	(0)	(0)	(0)
		暴力的要求行為の現場立会援助行為	247	255	279	247	315
	第12条の2	指定暴力団等の業務に関し行われる暴力的要求行為	(1)	(0)	(0)	(0)	(0)
	第12条の3	準暴力的要求行為の要求等	(0)	(1)	(0)	(3)	(4)
	第12条の5	準暴力的要求行為	2 (1)	1	1	14 (2)	(0)
	第15条	暴力団事務所の使用制限命令	(0)	(0)	(0)	(0)	(27)
	第16条	少年に対する加入強要・脱退妨害	68 (9)	23 (2)	24 (2)	43 (3)	21 (1)
		威迫による加入強要・脱退妨害	422 (24)	366 (15)	324 (8)	308 (16)	262 (13)
		密接関係者に対する加入強要・脱退妨害	50	34	31	29	37
	第17条	加入の強要の命令等	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
	第20条	指詰めの強要等	19	20	12	10	8
	第24条	少年に対する入れ墨の強要等	3	2	0	0	1
	第29条	事務所等における禁止行為	12	3	6	6	2
	第30条の2	損害賠償請求等の妨害	−	0 (3)	0 (0)	(8)	(5)
	第30条の5	暴力行為の賞揚等	−	(61)	(30)	(8)	(14)
団体別	六代目山口組		1,192 (43)	918 (25)	843 (18)	831 (43)	795 (53)
	稲川会		341 (25)	372 (29)	330 (24)	313 (29)	327 (17)
	住吉会		319 (14)	361 (9)	368 (12)	369 (12)	316 (10)
	四代目工藤會		17 (2)	12 (1)	13	16 (6)	10 (5)
	四代目旭琉会		10 (2)	15 (1)	4 (12)	11	3
	沖縄旭琉会		27 (1)	22	16 (2)	12	14
	六代目会津小鉄会		10 (2)	4	17 (13)	12 (3)	8
	五代目共政会		8	8	0	8	3
	七代目合田一家		8 (1)	6 (1)	7	7 (1)	1
	四代目小桜一家		0	2	1	5	1
	四代目浅野組		1	2	2	4	7
	道仁会		62 (7)	77 (5)	26 (3)	24 (1)	17 (19)
	二代目親和会		2	2	1	3	1 (2)
	双愛会		38 (6)	17 (1)	13 (1)	24	28 (3)
	三代目俠道会		2 (1)	7	12 (1)	13	2
	太州会		22 (1)	16 (2)	20 (3)	9 (2)	26 (3)
	八代目酒梅組		3	1	4	5	0
	極東会		28 (1)	41 (3)	61 (1)	69	80 (6)
	二代目東組		18	24	10	11	22 (1)
	松葉会		68 (2)	81 (7)	79 (4)	108 (1)	72 (7)
	三代目福博会		11	17 (1)	7 (1)	10 (1)	13 (1)
	九州誠道会		−	13 (1)	17	12	12 (12)

注１：数字は、中止命令の件数であり、(　)内のうち、第15条は事務所使用制限命令、第30条の２は防止命令、第30条の５は禁止命令、その他は再発防止命令の外数である（平成21年以降の合計欄及び団体別欄の(　)内の数字は、事務所使用制限命令、防止命令、禁止命令及び再発防止命令の合計件数）。
２：団体名は、平成23年12月31日現在のものである。

コラム ❷暴力団対策法の一部改正案

1　暴力団対策法の制定

民事介入暴力を始めとする暴力団の資金獲得活動や対立抗争事件その他暴力団員の不当な行為への効果的な対策が強く求められた社会情勢を背景に、3年、暴力団対策法が制定され、4年3月から施行された。

暴力団対策法は、一定の要件に該当する暴力団を指定し、この指定された暴力団（指定暴力団）の暴力団員（指定暴力団員）の一定の行為を規制の対象とし、指定暴力団員が指定暴力団の威力を示して行う典型的な不当な金品等の要求行為（暴力的要求行為）を規制するほか、対立抗争事件に伴う事務所の使用の制限、少年に対する加入強要の禁止等も規定しており、暴力団の活動を多面的に抑止することが可能となっている。また、都道府県ごとに暴力追放運動推進センター（以下「暴追センター」という。）を指定し、暴力団員の活動による被害の予防等に資するための民間公益活動の促進を図ることを内容としており、我が国における暴力団排除活動を活発化させる原動力となった。

その後、暴力団情勢の変化や同法の施行状況等を踏まえ、これまでに、5年、9年、16年及び20年の4回にわたって改正されている。

図3-4　過去の暴力団対策法改正の概要

平成5年改正

○暴力的要求行為として規制する行為の追加等【有価証券の信用取引の不当な要求行為、株式買取等の不当な要求行為、競売の対象となるような土地等に係る明渡し料等の不当な要求行為の追加等】
○暴力団への加入を強要する行為等に関する規制の強化（密接関係者に対する強要の禁止）
○暴力団からの離脱を阻害する行為の防止
○暴力団から離脱する意志を有する者に対する援護

平成9年改正

○暴力的要求行為として規制する行為の追加【不当な形態によって行われる債権取立行為の追加】
○指定暴力団等の業務等に関し行われる暴力的要求行為の防止
○準暴力的要求行為の規制
○対立抗争時における事務所の使用制限の要件緩和及び対象の拡大

平成16年改正

○指定暴力団員が対立抗争等において行った暴力行為に係る当該指定暴力団の代表者等の損害賠償責任

平成20年改正

○暴力的要求行為として規制する行為の追加【行政対象暴力の規制】
○損害賠償請求等の妨害の規制
○対立抗争等に係る暴力行為の賞揚等の規制
○威力利用資金獲得行為に係る指定暴力団の代表者等の損害賠償責任
○暴力排除活動の促進（国及び地方公共団体の責務）

2　24年の暴力団対策法の改正内容

近年、九州地区で道仁会と九州誠道会の対立抗争が継続しているほか、暴力団との関係遮断を図ろうとする事業者が襲撃される事件等も相次いで発生しており、市民生活に対する大きな脅威となっていることなどから、24年2月、第180回国会に

① 市民に対する危害を防止するための規制の強化
② 付近住民等の委託を受けた適格都道府県センターによる事務所使用の差止め請求を可能にする制度の導入
③ 指定暴力団員の不当要求に対する規制の強化

等を内容とする暴力団対策法の一部を改正する法律案を提出した（24年6月21日現在）。

図3-5　24年暴力団対策法改正案の概要

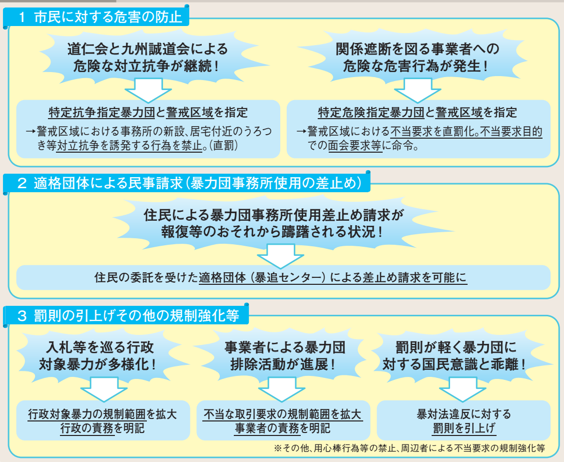

4　暴力団排除活動の推進

（１）国及び地方公共団体における暴力団排除活動

国及び地方公共団体は、平成21年12月、犯罪対策閣僚会議の下に設置された暴力団取締り等総合対策ワーキングチーム（以下「ワーキングチーム」という。）における申合せ等に基づき、警察と連携して、受注業者の指名基準や契約書に暴力団排除条項[注1]（下請契約、再委託契約等に係るものを含む。）を盛り込むほか、受注業者に対して、暴力団員等に不当に介入された場合の警察への通報等を義務付けるなどの取組を推進している。また、民間工事等に関係する業界及び独立行政法人に対しても同様の取組が推進されるよう所要の指導・要請を行っている。

事例 Case

建設会社の実質的な経営者（64）は、23年４月、再開発事業に伴う解体工事を受注するため、山口組傘下組織組長にその仲介を依頼し、暴力団の威力を利用して解体工事を受注した。23年６月、警察から府及び市に通報し、同社を公共工事から排除した（大阪）。

（２）各種事業・取引等からの暴力団排除

①　各種事業における暴力団排除

警察では、暴力団の資金源を遮断するため、関係機関と連携して、貸金業、建設業等の各種業からの暴力団排除活動を推進している。また、近年各種事業等から暴力団関係企業等を排除するため、法令等において暴力団排除条項の整備が進んでいる。

②　各種取引における暴力団排除

近年、暴力団の資金獲得活動が巧妙化･不透明化していることから、企業が、取引先が暴力団関係企業等であると気付かずに経済取引を行ってしまうことを防ぐため、「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」（平成19年６月、犯罪対策閣僚会議幹事会申合せ）[注2]及び平成22年12月のワーキングチームにおける申合せに基づき、警察では関係機関と連携を強化し、各種取引における暴力団排除を推進している。

図３-６　各種取引等からの暴力団排除

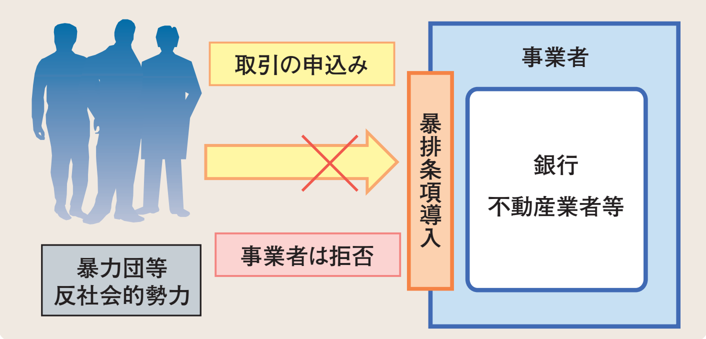

銀行業界においては、23年６月、全国銀行協会が会員銀行に対し、当座勘定取引及び融資取引について、暴力団員でなくなった時から５年を経過しない者等を排除対象にすることを明確化した暴力団排除条項の導入を要請するなど、銀行取引からの暴力団等反社会的勢力の排除を推進している。

また、不動産業界においては、23年９月までに、不動産関係５団体[注3]が同団体の会員に対し、契約の当事者が暴力団員等反社会的勢力でないことを確約する条項や買受不動産を暴力団事務所等に使用することを禁止する条項等を盛り込んだ契約書のモデルの導入を要請するなど、不動産取引からの暴力団等反社会的勢力の排除を推進している。

注１：法令、規約及び契約書等に設けられている条項であって、許可等を取得する者、事務の委託の相手方、契約等の取引の相手方等から暴力団員等の暴力団関係者又は暴力団関係企業を排除する旨を規定する条項をいう。
２：企業が反社会的勢力による被害を防止するための基本的な理念や具体的な対応について取りまとめたもの
３：公益社団法人全国宅地建物取引業協会連合会、（社）全日本不動産協会、一般社団法人不動産協会、一般社団法人不動産流通経営協会及び一般社団法人日本住宅建設産業協会

（3）地域住民等による暴力団排除活動

警察では、地域住民等による暴力団事務所に対する撤去運動等を支援し、事務所を撤去させるなど地域住民等に対する的確な支援を実施している。また、暴追センター及び弁護士会と緊密に連携し、暴力団犯罪に係る損害賠償請求訴訟や事務所撤去訴訟等の民事訴訟に対する支援を実施するなどして、暴力団の不当要求による被害の防止、暴力団からの被害の救済等に努めている。さらに、飲食店業者等は、警察、暴追センター及び弁護士会と連携の上、暴力団に対するみかじめ料拒否運動を行うなどしている。

図3-7　暴力団関係事案に係る訴訟支援

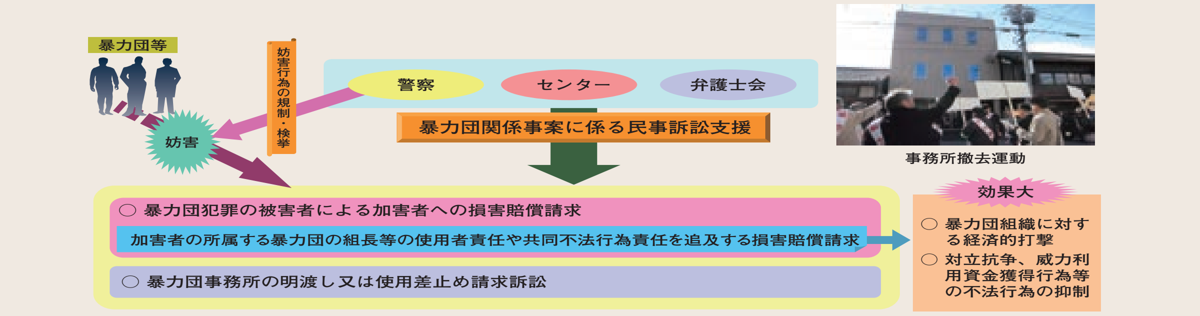

事例1 Case

山口組傘下組織組長（32）は配下にある構成員の雇用を断られたことなどに腹を立て、平成21年3月、会社経営者を脅迫して、同年4月逮捕された。さらに、同構成員（46）らは同経営者を逆恨みし、同月、会社事務所等にダンプカーを突入させるなどして、同年6月までに3人が逮捕された。警察では暴追センター及び弁護士と連携し、同経営者が提起した暴力団対策法第31条の2（注）の規定に基づく山口組組長に対する損害賠償請求訴訟等を支援するなどし、23年6月、和解が成立して1,300万円の和解金が支払われた（兵庫）。

コラム ❸保護対策等の強化

近年、社会からの暴力団排除気運がかつてなく高まっているところ、警察では、社会全体での取組を適切に支援し、暴力団排除を一層推進するため、その活動のための基盤の整備に取り組んでいる。

23年12月には、事業者等からの情報提供の要請に的確に対応し、暴力団情報を積極的かつ適切に提供していくため、暴力団情報の部外への提供の在り方を見直すとともに、暴力団等による犯罪の被害者、暴力団排除活動関係者、暴力団との取引、交際その他の関係の遮断を図る企業の関係者等の安全を確保するため、新たに「保護対策実施要綱」を制定した。

このように、警察では、暴力団との関係遮断を図ろうとする者に対し、必要な情報の提供を行うというのみならず、そうした者の安全を確保するため、同要綱に基づいて身辺警戒員（略称「PO」（Protection Officer））をあらかじめ指定して警戒態勢を強化するなど、組織の総合力を発揮した保護対策に取り組んでいる。

コラム ❹匿名通報ダイヤルの対象事案の拡大

警察庁では、24年4月から、警察庁の委託を受けた民間団体が、一定の犯罪に関する通報を国民から電話又はインターネットにより匿名で受け付け、事件検挙への貢献度に応じて情報料を支払う匿名通報ダイヤルの対象として、暴力団が関与する犯罪等を追加することで、組織犯罪全般に関する情報提供の促進に努めている。

注：本条により、指定暴力団の代表者等は、当該指定暴力団の指定暴力団員が威力利用資金獲得行為を行うについて他人に損害を与えた場合は、一定の場合を除き、これによって生じた損害について賠償責任を負う。

コラム ⑤暴力団排除に関する条例の施行

1　条例の概要

地方公共団体、住民、事業者等が連携・協力して暴力団排除に取り組む旨を定め、暴力団排除に関する基本的な施策、青少年に対する暴力団からの悪影響排除のための措置、暴力団の利益になるような行為の禁止等を主な内容とする暴力団排除に関する条例の制定が全国的に進み、23年10月までに全都道府県で施行された。

条例には、各都道府県の暴力団情勢等に応じて、

○　事業者による暴力団員等に対する利益供与の禁止
○　暴力団事務所に使用しないことの確認や契約書への暴力団排除条項の導入等不動産の譲渡等をしようとする者の講ずべき措置
○　学校等の周辺200メートル区域における暴力団事務所の新規開設・運営の禁止等の規定

等の規定が盛り込まれている。

図３-８　暴力団排除条例の基本理念

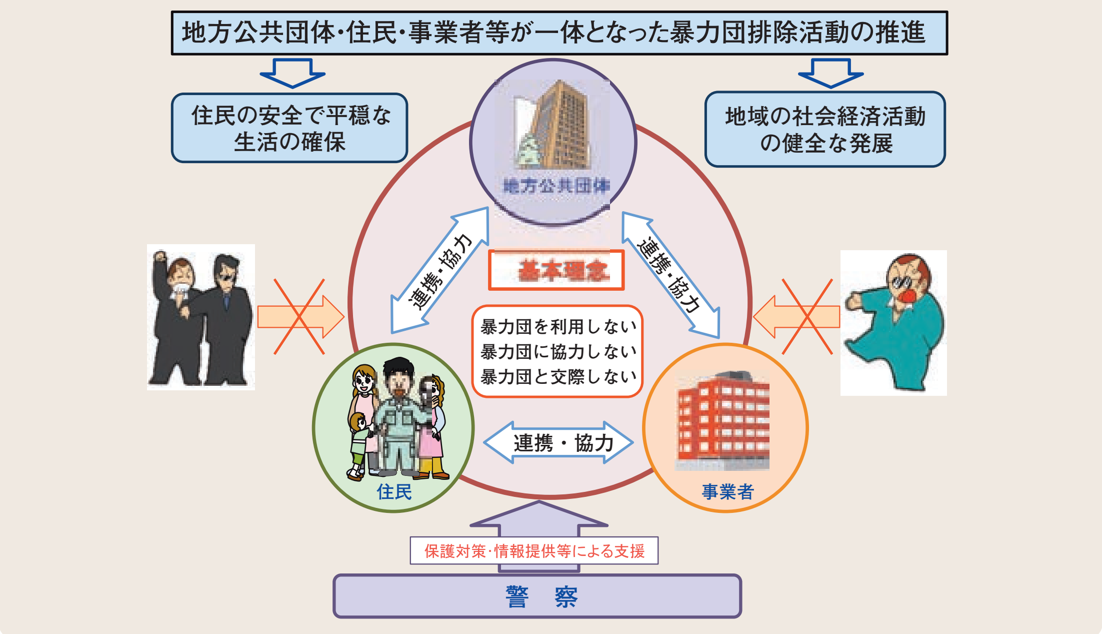

2　施行状況

各都道府県では、条例に基づく勧告等が実施されている。23年中における実施件数は、勧告が62件（公表２件を含む）、指導が５件、中止命令が２件、検挙が３件となっている。

事例② Case

事業者団体の会員らは、23年４月、松葉会傘下組織組長らに対し、飲食店内で開催された親睦会において、暴力団の活動又は運営に協力する目的で現金を供与した。同月、県公安委員会は、当該会員、同組長、親睦会の場所を提供した飲食店店長らに対し、群馬県暴力団排除条例の規定（金品等の供与の禁止）に反したことにより勧告を実施した（群馬）。

事例③ Case

建設会社の代表取締役は、23年４月、山口組傘下組織組長に仲介を依頼し、暴力団の威力を利用して市の土地区画整理事業に伴う解体工事を受注し、同年６月、謝礼として同組長に現金を供与した。同年８月、府公安委員会は、同代表取締役及び同組長に対し、大阪府暴力団排除条例の規定（利益の供与の禁止）に反したことにより勧告を実施した（大阪）。

第2節 薬物銃器対策

1 薬物情勢

平成23年中の薬物事犯の検挙人員は1万3,768人と、前年より761人（5.2%）減少し、覚醒剤事犯の検挙人員もやや減少している。しかし、覚醒剤の密輸入事件の検挙件数は前年より増加し、平成に入り最も多い検挙件数となっており、我が国の薬物情勢は依然として厳しい状況にある。

図3-9　薬物事犯の検挙人員（平成23年）

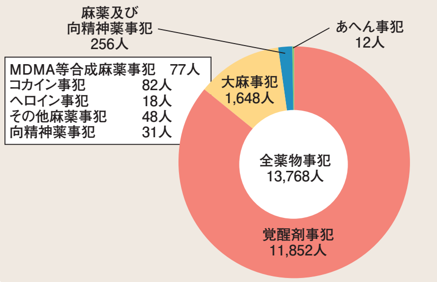

（1）各種薬物事犯の情勢

①　覚醒剤事犯

平成23年中の覚醒剤事犯の検挙人員（注1）は、前年よりやや減少したが、全薬物事犯の検挙人員の86.1%を占めている。また、粉末押収量は、前年より増加している。23年中の覚醒剤事犯の特徴としては、検挙人員の55.3%を暴力団構成員等が占めているほか、他の薬物事犯と比較して再犯者が占める割合が高いことや30歳代以上の検挙人員が多いことが挙げられる。

②　大麻事犯

大麻事犯の検挙人員は、前年より減少したが、全薬物事犯の検挙人員の12.0%を占めており、依然として高水準である。23年中の大麻事犯の特徴としては、覚醒剤事犯とは異なり、全検挙人員のうち初犯者や20歳代以下の若年層の占める割合が高いことが挙げられる。また、最近では再犯者や30歳代以上の年齢層の検挙人員が増加傾向にあることから、乱用者の層の拡大も懸念される。

③　その他の薬物事犯

最近5年間のMDMA（注2）等合成麻薬事犯、あへん事犯等の各種薬物事犯の検挙人員及び押収量は、表3−6のとおりである。

表3-6　各種薬物事犯の検挙状況の推移（平成19～23年）

区分 ＼ 年次				19	20	21	22	23
覚醒剤事犯		検挙人員（人）		12,009	11,025	11,655	11,993	11,852
		押収量（kg）	粉末（kg）	339.3	397.5	356.3	305.5	338.8
			錠剤（錠）	4,914	22,371	12,799	8	39
大麻事犯		検挙人員（人）		2,271	2,758	2,920	2,216	1,648
		押収量（kg）	乾燥大麻	437.8	375.1	195.1	144.9	134.7
			大麻樹脂	20.1	33.1	17.2	8.8	28.0
麻薬及び向精神薬事犯	MDMA等合成麻薬	検挙人員（人）		296	281	107	61	77
		押収量（錠）		1,233,883	217,172	85,688	17,326	26,288
	コカイン	検挙人員（人）		99	98	116	105	82
		押収量（kg）		18.5	5.5	11.3	6.9	28.7
	ヘロイン	検挙人員（人）		13	13	15	17	18
		押収量（kg）		1.8	1.0	1.2	0.3	3.5
	向精神薬	検挙人員（人）		19	30	17	23	31
		押収量（錠）		13,072	48,031	2,918	17,524	11,039
あへん事犯		検挙人員（人）		41	14	28	21	12
		押収量（kg）		19.4	6.6	3.2	3.7	7.6

注1：国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律（以下「麻薬特例法」という。）違反の検挙人員のうち、覚醒剤事犯に係るものを含む。
　2：化学名「3,4-メチレンジオキシメタンフェタミン（3,4-Methylenedioxymethamphetamine）」の略名。本来は白色粉末であるが、様々な着色がなされ、文字や絵柄の刻印が入った錠剤の形で密売されることが多い。

（２）薬物密輸入事犯の現状

平成23年中の薬物密輸入事犯の検挙件数は238件、検挙人員は267人と前年より50件（26.6%）、52人（24.2%）それぞれ増加した。

覚醒剤密輸入事件についてみると、検挙件数は185件、検挙人員は216人と、検挙件数は平成に入ってから最多、検挙人員では21年に次いで多くなっている。

この背景には、我が国での根強い薬物需要と、暴力団や来日外国人犯罪組織と国際的な薬物犯罪組織等とのグローバルなネットワークの構築があるものと推認される。

表３－７　覚醒剤密輸入事件の検挙状況の推移（平成14～23年）

区分＼年次	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23
検挙件数（件）	16	47	102	27	63	65	77	164	132	185
うち航空機利用によるもの	8	21	74	17	40	46	49	127	112	151
検挙人員（人）	20	65	120	40	77	90	97	219	158	216
うち暴力団構成員等	3	20	21	11	24	16	18	62	31	39
うち来日外国人	11	30	54	15	43	39	42	97	90	139

事例 Case

日本人の女（69）は、22年10月、マレーシアから成田空港に到着した際の税関検査において、スーツケース内の二重底に覚醒剤約1.5キログラムを隠匿していたことが発見された。同日、覚せい剤取締法違反（営利目的輸入）で逮捕するとともに、23年２月までに同人ら密輸グループ８人を覚せい剤取締法違反（営利目的輸入）で逮捕した。同グループは、高齢者を運び屋として利用する覚醒剤密輸組織であったことが判明した（千葉）。

（３）薬物犯罪組織の動向

①　薬物事犯への暴力団の関与

平成23年中の暴力団構成員等による覚醒剤事犯の検挙人員は6,553人と、前年より231人（3.7%）増加し、覚醒剤事犯の全検挙人員の55.3%を占めていることから、依然として覚醒剤事犯に暴力団が深く関与していることがうかがわれる。また、MDMA等合成麻薬事犯、コカイン事犯については、暴力団構成員等の検挙人員はそれぞれ28人、24人と、前年よりそれぞれ18人（180.0%）、４人（20.0%）増加しており、暴力団構成員等が薬物事犯に幅広く関与していることがうかがわれる。

②　来日外国人による薬物事犯

23年中の来日外国人による薬物事犯の検挙人員は497人と、前年より41人（7.6%）減少した。このうち、覚醒剤事犯の検挙人員が全薬物事犯の77.7%を占めている。国籍・地域別でみると、イラン、フィリピン及びブラジルの比率が高く、３か国で全体の35.8%を占めている。イラン人の覚醒剤事犯の検挙人員は38人と前年より12人減少したが、このうち営利犯（注）は81.6%を占め、他の国籍・地域の者と比べると著しく高率であり、依然としてイラン人が覚醒剤の密売に深く関わっている状況がうかがわれる。また、最近では、ナイジェリア人等の覚醒剤密輸入への関与がうかがわれる事案が多くみられる。

事例 Case

ナイジェリア人を中心とする密売グループは、覚醒剤を密売している暴力団構成員（40）らに対し、組織的に覚醒剤を密売していた。22年７月までに、同グループ及び同グループから覚醒剤を購入した暴力団構成員ら21人を覚せい剤取締法違反（営利目的譲渡）等で逮捕（中心人物であるナイジェリア人の男（41）については、23年３月、より罰則の重い麻薬特例法違反（業として行う譲渡）に訴因変更）した（兵庫）。

注：営利目的所持、営利目的譲渡及び営利目的譲受け

2 薬物対策

警察では、平成22年11月に関係部門間の連携により重点的に強化すべき施策を「薬物対策重点強化プラン」として策定し、薬物密輸事犯への対処やサイバー空間からの薬物密売事犯の根絶等に取り組んでいる。

(1)供給の遮断

① いわゆる「運び屋」方式(注1)等による薬物密輸事犯への対策

我が国で乱用されている薬物の大半が海外から流入していることから、これを水際で阻止するため、税関等の関係機関との連携を強化するとともに、外国の取締機関等との情報交換を緊密に行っている。

また、薬物犯罪組織に資金面から打撃を与えるため、麻薬特例法の規定に基づき、業として行う密輸・密売等(注2)やマネー・ローンダリング行為(注3)の検挙、薬物犯罪収益の没収・追徴等の対策を推進している。

② インターネットを利用した薬物密売事犯対策

23年中のインターネットを利用した薬物密売事犯(注4)の検挙事件数は31事件と、前年より12事件増加した。インターネットは、不特定多数の者に対する薬物の密売を極めて容易にするものであるため、サイバーパトロールやインターネット・ホットラインセンターからの通報等により薬物密売情報の収集を強化し、密売人の検挙を推進している。また、薬物関連の違法情報・有害情報については、インターネット・ホットラインセンター等を通じた削除要請を徹底しており、特に、インターネットを利用した薬物密売事犯を検挙した場合は、サイト管理者等に対して警告及び再発防止指導等を行っている。

図3-10 インターネットを利用した薬物密売事犯の検挙事件数の推移(平成19～23年)

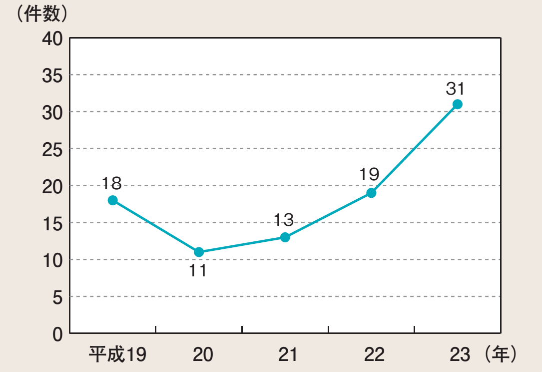

密輸防止キャンペーン

(2)需要の根絶

① 薬物乱用の取締り

薬物は、乱用者の精神、身体をむしばむばかりでなく、幻覚、妄想等により、乱用者が殺人、放火等の凶悪な事件や重大な交通事故等を引き起こすこともあるほか、薬物の密売が暴力団等の犯罪組織の資金源となっていることから、薬物乱用は社会の安全を脅かす重大犯罪である。警察では、乱用者を厳しく取り締まるとともに、広報啓発活動を行い、社会全体から薬物乱用を排除する気運の醸成を図っている。

② 薬物再乱用防止に向けた取組の強化

警察では、薬物事犯で検挙された者やその家族等の希望に応じて、薬物乱用防止のための基礎的な知識や相談先等を記載した資料を配付し、薬物再乱用防止に関する必要な情報提供を行っている。

注1:薬物犯罪組織とつながりの薄い者を「運び屋」に仕立て、航空機等を利用して薬物を密輸する方式
2:通常の密輸・密売等より重く処罰することができ、また、一連の行為を集合犯としてとらえ、その間の薬物犯罪収益総体が没収・追徴の対象となる。
3:135頁参照
4:広告違反、あおり・唆しを含む。

3　銃器情勢とその対策

（１）銃器情勢

　平成23年中の銃器情勢は、一般国民や民間企業を対象とする暴力団等によるとみられる銃器発砲事件が相次いで発生し、銃器を使用した事件（注）も180件発生するなど、依然として厳しい状況にある。

図３-11　銃器発砲事件の発生状況と死傷者数の推移（平成14～23年）

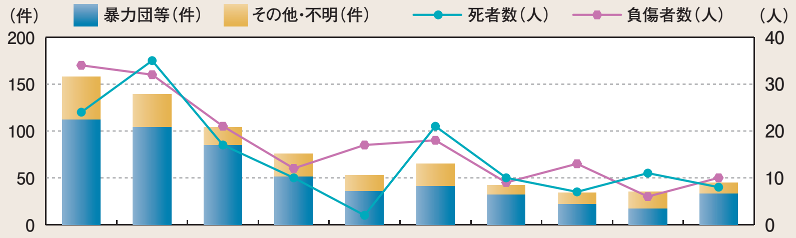

区分＼年次	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23
発砲総数（件）	158	139	104	76	53	65	42	34	35	45
暴力団等	112	104	85	51	36	41	32	22	17	33
対立抗争	21	32	19	11	0	12	3	1	0	9
その他・不明	46	35	19	25	17	24	10	12	18	12
死傷者数（人）	58（23）	67（25）	38（17）	22（13）	19（11）	39（23）	19（ 7）	20（11）	17（11）	18（11）
死者数	24（ 5）	35（11）	17（ 5）	10（ 4）	2（ 1）	21（10）	10（ 2）	7（ 3）	11（ 8）	8（ 6）
負傷者数	34（18）	32（14）	21（12）	12（ 9）	17（10）	18（13）	9（ 5）	13（ 8）	6（ 3）	10（ 5）

注１：「暴力団等」の欄は、暴力団等によるとみられる銃器発砲事件数を示し、暴力団構成員等による銃器発砲事件数及び暴力団の関与がうかがわれる銃器発砲事件数を含む。
２：「対立抗争」の欄は、対立抗争事件に起因するとみられる銃器発砲事件数を示す。
３：「その他・不明」の欄は、暴力団等によるとみられるもの以外の銃器発砲事件数を示す。
４：（　）内は、暴力団構成員等以外の者の死者数・負傷者数を内数で示す。

（２）銃器対策

①　銃器の摘発

　警察では、犯罪組織の武器庫の摘発や密輸・密売事件等の摘発に重点を置いた取締りを行うなど、総合的な銃器対策を推進している。

　拳銃押収丁数の推移は、図３－12のとおりである。平成23年中の暴力団構成員等からの押収丁数は全押収丁数の28.9％を占め、このうち44.7％が山口組からの押収であった。

図３-12　拳銃押収丁数の推移（平成14～23年）

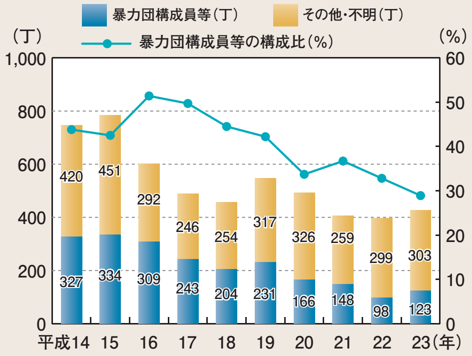

②　国民の理解と協力の確保

　警察では、20年５月、広く国民から拳銃に係る情報提供を促すことを目的として「拳銃110番報奨制度」を導入した。また、「銃器犯罪根絶の集い」等の催しを開催したり、民間ボランティア団体と連携した活動を行ったりすることで、銃器犯罪の根絶と違法銃器の排除を広く国民に呼び掛けている。

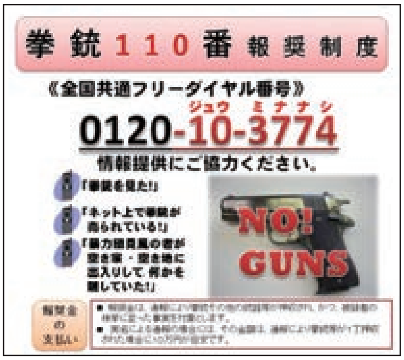

注：銃砲及び銃砲様の物を使用した事件。「銃砲」とは、「けん銃、小銃、機関銃、砲、猟銃その他金属性弾丸を発射する機能を有する装薬銃砲及び空気銃」（銃刀法第２条第１項）をいう。「銃砲様の物」とは、銃砲らしい物を突き付け、見せるなどして犯行に及んだ事件において、被害者、参考人等の供述等により、銃砲と推定されるものをいう。

第3節 来日外国人犯罪対策

1 来日外国人犯罪の情勢

（1）全般的傾向

来日外国人犯罪は、平成初期から増加傾向にあったが、検挙件数については平成17年を、検挙人員については16年をピークに減少に転じた。23年中は、検挙件数は1万7,272件、検挙人員は1万48人と、それぞれ前年より2,537件（12.8%）、1,810人（15.3%）減少した。

図3-13　来日外国人犯罪検挙状況の推移（昭和57～平成23年）

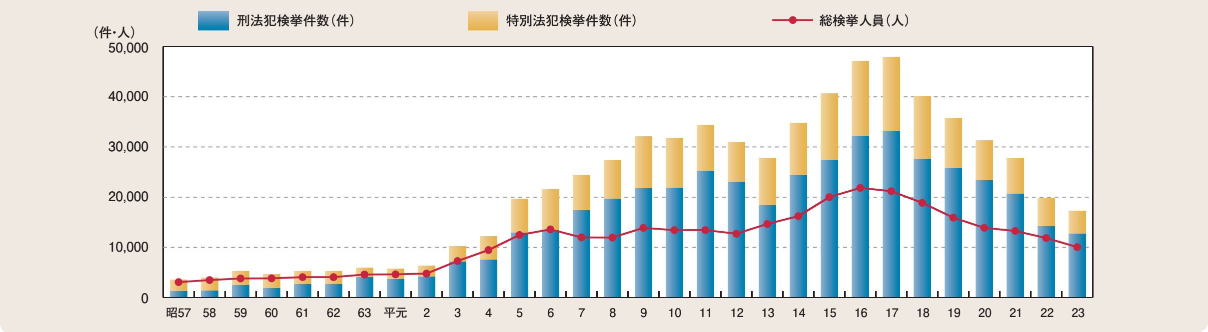

表3-8　来日外国人犯罪検挙状況の推移（平成14～23年）

区分 ＼ 年次		14	15	16	17	18	19	20	21	22	23
総検挙	件数（件）	34,746	40,615	47,128	47,865	40,128	35,782	31,252	27,836	19,809	17,272
	人員（人）	16,212	20,007	21,842	21,178	18,872	15,914	13,885	13,257	11,858	10,048
刑法犯	件数（件）	24,258	27,258	32,087	33,037	27,453	25,730	23,202	20,561	14,025	12,582
	人員（人）	7,690	8,725	8,898	8,505	8,148	7,528	7,148	7,190	6,710	5,889
特別法犯	件数（件）	10,488	13,357	15,041	14,828	12,675	10,052	8,050	7,275	5,784	4,690
	人員（人）	8,522	11,282	12,944	12,673	10,724	8,386	6,737	6,067	5,148	4,159

（2）国籍・地域別検挙状況

平成23年中の来日外国人犯罪の検挙状況を国籍・地域別にみると、中国（台湾、香港を除く。）が最も多く、検挙人員の約4割を占めている。また、ベトナム人の刑法犯検挙件数が10年前の約2倍に増加している。刑法犯検挙件数を罪種別にみると、侵入盗では中国が84.5%、自動車盗ではブラジルが46.7%、万引きではベトナムが38.6%となっているなど、罪種によって高い比率を占める国が異なっている。

図3-14　来日外国人犯罪の国籍・地域別検挙状況（平成23年）

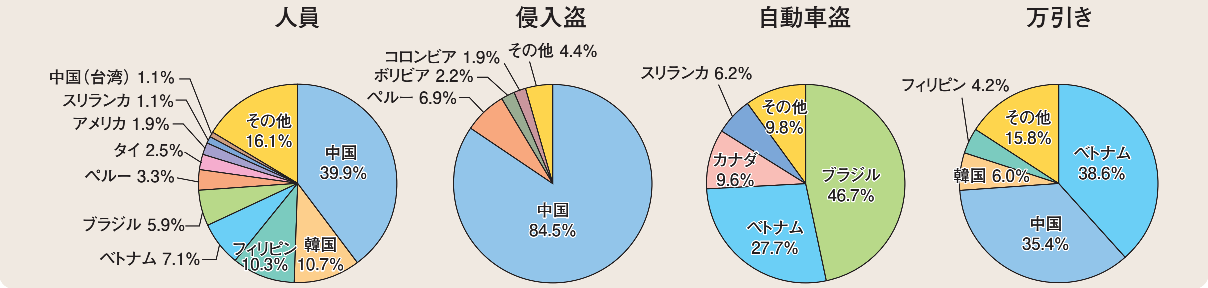

2 国際犯罪組織の動向

（１）来日外国人犯罪の共犯率

平成23年中の来日外国人による刑法犯の検挙件数に占める共犯事件の割合は53.5%と、日本人（14.8%）の約3.6倍に上り（注）、罪種別にみると、住宅を対象とした侵入盗で93.4%と日本人（15.6%）の約6.0倍に上るなど、共犯事件の割合が極めて高い。

このように、来日外国人による犯罪は日本人によるものと比べて多人数で行われる場合が多く、来日外国人によって組織的に犯罪が敢行される傾向がうかがえる。

図３-15　来日外国人と日本人の刑法犯における共犯率の違い（平成23年）

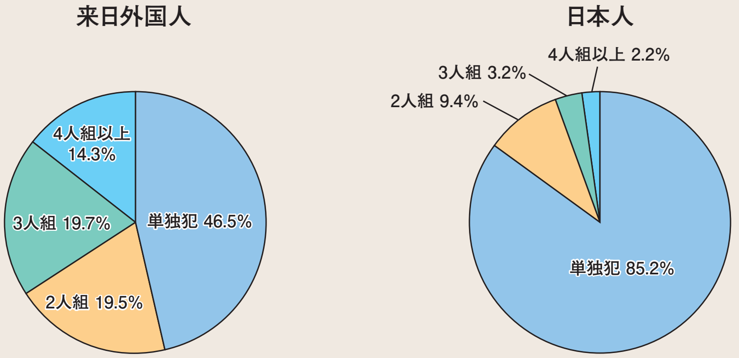

（２）国際犯罪組織の特徴

国際犯罪組織は、出身国や地域別に組織化される、組織の構成員は離合集散を繰り返して拡大していく、首魁のもとで役割を分担して犯罪を敢行するといった特徴を有しており、短期滞在の在留資格等により来日し、犯行後は本国に逃げ帰るいわゆるヒット・アンド・アウェイ型の犯罪等を敢行している。

事例１ Case

中国（香港）人の男（51）らは、平成22年６月から７月にかけて、北海道及び東京都内のデパートに油圧ジャッキ等の工具を使用し外壁に穴を開ける手口で侵入し、店内の貴金属店から高級腕時計や宝石等の貴金属を窃取した。手口等から、香港爆窃団の構成員による犯行の可能性が高いと認められたことから、香港警察と情報交換を行うなどして被疑者を特定し、23年２月までに中国（香港）人３人を窃盗罪等で逮捕した（警視庁、北海道）。

外壁に開けられた侵入用の穴

事例２ Case

ベトナム人の男（26）は、他のベトナム人と窃盗グループを形成し、20年２月から23年５月までの間、関東、中部、中国及び九州地方において、ドラッグストア店内の化粧品や医薬品等を大量に万引きするなどの手口で窃盗を繰り返していた。同年８月までに窃盗の実行犯や盗品買受業者のベトナム人21人及び日本人１人を窃盗、盗品等有償譲受け等で逮捕した。実行犯は盗品買受業者にあらかじめ指示された商品を窃取し、盗品買受業者は受け取った盗品を倉庫に隠匿してから仕分けしてベトナムへ輸出していた（広島、埼玉）。

注：来日外国人と日本人の共犯事件については、主たる被疑者の国籍・地域により、来日外国人による共犯事件であるか、日本人による共犯事件であるかを分類して計上している。

3　犯罪のグローバル化に対応するための取組

（1）犯罪のグローバル化に対応するための戦略プランの策定

社会、経済、文化等のグローバル化に伴う負の側面として、世界的規模で活動する犯罪組織の日本への浸透、構成員の多国籍化、犯罪行為の世界的展開といった犯罪のグローバル化が進んでいる。犯罪のグローバル化により捜査は困難となり、治安に対する重大な脅威となっている。

犯罪のグローバル化に対応するには、発生した事件の検挙・解決にとどまることなく、犯罪のグローバル化を支えるネットワーク等を解明し、情報の収集・分析能力を高めるなど、国際犯罪組織を解体するための体制を強化する必要がある。また、国際組織犯罪は、犯行形態の広域性・多様性を強めていることから、警察が部門や管轄を越えて連携を強化するとともに、外国治安機関等との連携を緊密化させていくことが不可欠である。

警察では、平成22年２月に「犯罪のグローバル化に対応するための戦略プラン」を策定し、各都道府県警察に国際犯罪組織の実態解明を目的とする実態解明班を設置する、部門横断的な連携によるヤード[注1]対策を実施するなど、警察組織の総合力を発揮した効率的な対策を推進している。

図3-16　犯罪のグローバル化に対応するための戦略プランの５つの柱

体制の構築
- ○情報一元化のための部門横断的な仕組みを構築するなど、情報収集体制を確立
- ○国際捜査に従事する捜査員の育成

情報の収集、共有及び分析能力の強化
- ○国際犯罪組織に係る情報を収集する担当者を中心に、幅広く情報を収集し、共有
- ○国際犯罪組織の実態、資金や犯罪収益の移転状況等を分析

捜査連携の強化
- ○都道府県警察の管轄や捜査担当部門を超える犯罪実態に的確に対処するため、組織横断的な捜査体制の整備強化を一層推進

国内関係機関との連携強化
- ○関係機関と連携した水際対策
- ○外国人集住コミュニティへの犯罪組織の浸透を防止するための諸対策を推進

グローバルな国際協力体制の構築
- ○国際機関等や海外治安機関等との連携を強化し、グローバルな国際協力関係を構築
- ○捜査協力のための国際約束の整備

（2）国内関係機関との連携

警察では、事前旅客情報システム（APIS）[注2]や外国人個人情報識別システム[注3]を活用して関係機関と連携した水際対策を行っている。法務省との間では、被疑者が国外に逃亡するおそれのある場合の入国管理局への手配や、合法滞在を装う偽装滞在者等の取締りのための情報交換、合同摘発等の連携を図っている。また、財務省との間では、不正輸出入を防止するための情報交換や合同摘発等の連携を図っている。

（3）外国捜査機関等との連携

日本で犯罪を敢行した被疑者が外国人である場合、氏名等の確認のために、その者の国籍国へ照会を要する場合があり、また、被疑者が海外に逃亡した際は、逃亡先国・地域の治安機関等へ所在確認等の捜査協力を依頼することとなる。さらに、国際犯罪組織については、複数の国・地域において犯罪を敢行していることから、関係国の捜査機関等との情報交換、被疑者の検挙に向けた共同オペレーション等を通じた連携が不可欠であり、警察では次のような取組を進めている。

注1：周囲を鉄壁等で囲まれた作業所等であって、海外への輸出等を目的として、自動車等の解体、コンテナ詰め等の作業に使用していると認められる施設
　2：Advance Passenger Information Systemの略。航空機で来日する旅客及び乗員に関する情報と要注意人物等に係る情報を入国前に照合することのできる事前旅客情報システム
　3：来日外国人の個人識別情報と要注意人物に係る情報を照合するシステム

①　ICPO を通じた国際協力

ICPO は、各国の警察機関を構成員とする国際機関であり、国際犯罪に関する情報の収集と交換、犯罪対策のための国際会議の開催や国際手配書の発行等を行っている。平成 23 年末現在で 190 か国・地域が加盟している。

ICPO は、加盟国・地域間の情報交換を迅速かつ確実に行えるようにするため、独自の通信網を整備して盗難車両、紛失・盗難旅券、国外逃亡被疑者等に関するデータベースを運用しており、全加盟国・地域がこの通信網（注）を通じて、直接検索を行うことができる。

警察庁は、捜査協力の実施のほか、各種会合への参加、事務総局への職員の派遣、分担金の拠出等により、ICPO の活動に貢献している。

②　外国捜査機関との捜査協力

警察庁では、ICPO ルートのほか、外交ルート、刑事共助条約（協定）を活用して、外国捜査機関に対して捜査協力を要請するなどしている。また、外国捜査機関との間で開催される二国間協議等に積極的に参加し、連携の強化を図っている。

（４）国外逃亡被疑者等の追跡

日本国内で犯罪を行い、国外に逃亡している者及びそのおそれのある者（以下「国外逃亡被疑者等」という。）の数は依然として多い。被疑者が国外に逃亡するおそれがある場合には、入国管理局に手配するなどして出国前の検挙に努める一方で、被疑者が国外に逃亡した場合には、関係国の捜査機関等との捜査協力や刑事共助条約（協定）に基づく共助を通じ、被疑者の所在確認等を行っている。所在が確認された場合には、犯罪人引渡条約等に基づき被疑者の引渡しを受けるなどして確実な検挙に努めている。

このほか、事案に応じ、国外逃亡被疑者等が日本国内で行った犯罪に関する資料等を逃亡先国の捜査機関等に提供するなどして、逃亡先国における国外犯処罰規定の適用を促し、犯罪者の「逃げ得」を許さないための取組を進めている。

図 3 -17　国外逃亡被疑者等の推移（平成 14～23 年）

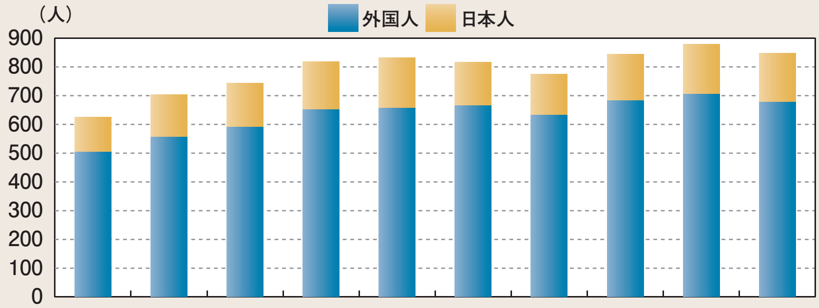

区分 ＼ 年次	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23
国外逃亡被疑者等（人）	625	703	743	819	833	817	775	845	879	847
うち外国人（人）	504	557	590	651	656	665	633	683	705	677

事例 Case

ブラジル人の男（31）らは、平成 13 年６月、東京都内のアパートで日本人男性を射殺し、その妻に重傷を負わせ、日本国外へ逃亡した。殺人等の容疑で国際手配等をするとともに、ブラジル警察と緊密な情報交換を実施するなどしていたところ、23 年 10 月、逃亡先のブラジルでブラジル警察に身体を拘束された（警視庁）。

注：I-24/7 (Interpol's global police communications system 24/7)

第4節 犯罪収益対策

1　犯罪収益移転防止法に基づく活動

暴力団等の犯罪組織を弱体化させ、壊滅に追い込むためには、犯罪収益の移転を防止するとともに、これを確実に剝奪することが重要である。警察では、犯罪による収益の移転防止に関する法律（以下「犯罪収益移転防止法」という。）に基づき、関係機関、事業者、外国のFIU(注1)等と協力して犯罪収益対策を推進している。

（1）犯罪収益移転防止法の適切な履行を確保するための措置

犯罪収益対策を効果的に推進するためには、犯罪収益移転防止法に基づき、特定事業者(注2)により顧客等の本人確認、疑わしい取引の届出等の措置が適切に履行されることが重要である。このため、国家公安委員会・警察庁は、関係機関と連携して、特定事業者を対象とした研修会やウェブサイト等を利用して犯罪収益移転防止法に対する理解と協力の促進に努めている。また、国家公安委員会・警察庁は、特定事業者が顧客等の本人確認義務等に違反していると認めた場合、犯罪収益移転防止法に基づき、当該特定事業者を所管する行政庁に対して、是正命令等を行うべき旨の意見陳述を行っている。

表3-9　所管行政庁に対する意見陳述の実施件数の推移

区分＼年次	20	21	22	23
意見陳述の実施件数（件）	4	9	13	10

注：平成20年は、3月1日以降の実施件数

図3-18　疑わしい取引の届出状況の推移（平成19～23年）

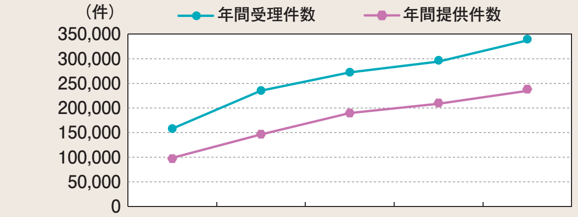

区分＼年次	19	20	21	22	23
年間受理件数(件)	158,041	235,260	272,325	294,305	337,341
年間提供件数	98,629	146,330	189,749	208,650	234,836

注1：年間受理件数とは、平成19年1月から19年3月までは金融庁が、19年4月からは国家公安委員会・警察庁が受理した件数であり、19年は金融庁受理件数と国家公安委員会・警察庁受理件数の合算である。
　2：年間提供件数とは、平成19年1月から19年3月までは金融庁が警察庁へ、19年4月からは国家公安委員会・警察庁が捜査機関等へ提供した件数であり、19年は金融庁提供件数と国家公安委員会・警察庁提供件数の合算である。

（2）疑わしい取引の届出

犯罪収益移転防止法に定める疑わしい取引の届出制度(注3)により事業者がそれぞれの所管行政庁に届け出た情報は、国家公安委員会・警察庁が集約して整理・分析を行った後、都道府県警察、検察庁を始めとする捜査機関等に提供し、各捜査機関等においては、マネー・ローンダリング事犯(注4)の捜査等に活用している。

表3-10　疑わしい取引に関する情報を端緒として都道府県警察が検挙した事件数の推移（平成19～23年）

区分＼年次	19	20	21	22	23
検挙件数(件)	99	175	337	390	570

（3）犯罪収益移転防止法の改正

平成23年4月、第177回国会において、取引時の確認事項の追加、電話転送サービス事業者の特定事業者への追加、預貯金通帳の不正譲渡等に係る罰則の強化等を内容とする犯罪収益移転防止法の一部を改正する法律が成立した。改正法は、25年4月1日から施行される（預貯金通帳の不正譲渡等に係る罰則の強化については23年5月28日から施行された）。

注1：Financial Intelligence Unit の略。資金情報機関と呼ばれ、疑わしい取引に関する情報を集約・分析して捜査機関等に提供する機関として各国が設置している。我が国のFIU は、国家公安委員会・警察庁が担当している。
　2：犯罪収益移転防止法第2条第2項で規定されている事業者
　3：特定事業者のうち金融機関等、ファイナンスリース事業者、クレジットカード事業者、宅地建物取引業者、宝石・貴金属等取扱事業者、郵便物受取サービス業者及び電話受付代行業者は業務で収受した財産が犯罪収益である疑いがあると判断した場合等に所管行政庁へその旨届け出ることが義務付けられている。
　4：135頁参照

2 マネー・ローンダリング事犯の検挙状況

マネー・ローンダリングとは、一般に、犯罪によって得た収益を、その出所や真の所有者が分からないようにして、捜査機関による収益の発見や犯罪の検挙を逃れようとする行為であり、我が国では、組織的犯罪処罰法や麻薬特例法においてマネー・ローンダリングが罪として規定されている(注)。

平成23年中におけるマネー・ローンダリング事犯の検挙件数は、組織的犯罪処罰法違反で243件（前年比38件増加）、麻薬特例法違反で８件（前年比１件減少）であり、組織的犯罪処罰法違反については、暴力団構成員等によるものが33.3%を占めている。

23年中における暴力団構成員等が関与したマネー・ローンダリング事犯を事件態様別にみると、主要なものとしては振り込め詐欺等の詐欺が17件、ヤミ金融事犯が16件、盗品等有償譲受けが11件となっているが、その他にも売春防止法違反、窃盗等があり、暴力団が様々な犯罪から資金を獲得し、その資金についてマネー・ローンダリング行為を行っている実態がうかがわれる。

また、23年中の組織的犯罪処罰法に係るマネー・ローンダリング事犯のうち、14件が来日外国人によるものであった。

表3-11 マネー・ローンダリング事犯の検挙状況の推移（平成19～23年）

区分 ＼ 年次		19	20	21	22	23
組織的犯罪処罰法（件）		177(60)	173(63)	226(90)	205(90)	243(81)
	法人等経営支配（第9条）	0	1(1)	0	1(0)	1(0)
	犯罪収益等隠匿（第10条）	137(35)	134(41)	172(49)	139(46)	150(43)
	犯罪収益等収受（第11条）	40(25)	38(21)	54(41)	65(44)	92(38)
麻薬特例法（件）		7(5)	12(5)	10(4)	9(5)	8(3)
	薬物犯罪収益等隠匿（第6条）	5(4)	10(4)	5(1)	8(4)	8(3)
	薬物犯罪収益等収受（第7条）	2(1)	2(1)	5(3)	1(1)	0

注：（　）内は、暴力団構成員等によるものを示す（警察庁把握分）。

事例 1
Case

裁判所により破産手続開始決定された会社の社長である男（51）は、義兄である山口組傘下組織幹部の男（54）と共謀して、破産手続開始前に支払われた同社の倉庫火災に対する保険金の一部である約7,000万円を義兄名義の口座に送金して隠した後、20年５月から同年７月にかけて、これらの保険金のうち合計4,000万円を40回にわたり現金出金して同社長の親族や知人名義の口座に入金していた。23年７月までに、同人らを、破産手続開始前に支払われた保険金を義兄名義の口座に隠匿したことについては破産法違反（詐欺破産罪）、その保険金のうちの一部を更に別の口座に入金して隠匿したことについては組織的犯罪処罰法違反（犯罪収益等隠匿）で逮捕した（千葉）。

事例 2
Case

無許可で風俗店を経営していた女（56）は、他人名義の口座を客のクレジットカードやツケによる支払を受ける際の振込先口座として指定して、23年７月から同年９月にかけて、複数の客から合計約1,400万円を入金させていた。同年10月、組織的犯罪処罰法違反（犯罪収益等隠匿）で逮捕した（大阪）。

注：前提犯罪（不法な収益を生み出す犯罪であって、その収益がマネー・ローンダリング行為の対象となるものとして組織的犯罪処罰法に規定されている犯罪）としては、覚せい剤取締法違反（覚せい剤原料の輸入等に係る資金等の提供等）の罪や売春防止法違反（資金等の提供）の罪等があるところ、23年７月14日、情報処理の高度化等に対処するための刑法等の一部を改正する法律（平成23年法律第74号）の一部施行に伴い、風営適正化法第49条第1号違反（無許可営業）の罪（事例２参照）、銀行法第61条第１号（無免許営業）の罪等が前提犯罪として新たに追加されることとなった。

3 犯罪収益の剥奪

犯罪収益が、犯罪組織の維持・拡大や将来の犯罪活動への投資等に利用されることを防止するため、これを剥奪することが重要である。警察では、没収(注1)・追徴(注2)の判決が言い渡される前に犯罪収益の隠匿や費消等が行われることのないよう、組織的犯罪処罰法及び麻薬特例法に定める起訴前の没収保全措置を積極的に活用して没収・追徴の実効性を確保している。

(1)没収・追徴の状況

第一審裁判所において行われる通常の公判手続における組織的犯罪処罰法及び麻薬特例法の没収・追徴規定の適用状況は、表3−12のとおりである。

表3-12 組織的犯罪処罰法及び麻薬特例法の没収・追徴規定の適用状況の推移(平成18～22年)

	年次	没　収		追　徴		総　数	
		人員(人)	金額(千円)	人員(人)	金額(千円)	人員(人)	金額(千円)
組織的犯罪処罰法	18	27	150,406	75	1,869,842	102	2,020,248
	19	29	104,020	67	603,680	96	707,700
	20	40	335,721	79	560,791	119	896,512
	21	98	105,774	129	3,414,672	227	3,520,446
	22	54	81,136	101	1,445,143	155	1,526,280
麻薬特例法	18	62	79,264	373	1,740,761	435	1,820,025
	19	53	153,830	285	1,128,689	338	1,282,519
	20	61	93,695	362	1,391,545	423	1,485,240
	21	68	34,087	350	1,428,732	418	1,462,820
	22	46	27,660	328	1,260,916	374	1,288,576

注1:法務省資料による。
2:金額は、千円未満切り捨てである。
3:共犯者に重複して言い渡された没収・追徴は、重複部分を控除した金額を計上している。
4:外国通貨は、判決日現在の為替レートで日本円に換算した。

(2)起訴前の没収保全

平成23年中における起訴前の没収保全命令は、組織的犯罪処罰法で賭博、ヤミ金融事犯、わいせつ物頒布等事犯、売春防止法違反、詐欺、廃棄物処理法違反等に関して101件(前年比31件(44.3%)増加)発出され、麻薬特例法で14件(前年比1件(7.7%)増加)発出されている。

表3-13 起訴前の没収保全命令の発出状況の推移(平成19～23年)

区分＼年次	19	20	21	22	23
組織的犯罪処罰法(件)	21 (7)	44 (21)	54 (23)	70 (36)	101 (30)
麻薬特例法	4 (3)	7 (5)	8 (5)	13 (7)	14 (4)

注:(　)内は、暴力団構成員等に係るものを示す(警察庁把握分)。

注1:物の所有権及び金銭債権を剥奪して国庫に帰属させる処分を内容とする財産刑をいう。
2:没収することができる物及び金銭債権の全部又は一部を没収することができない場合に、その価額の納付を強制する処分をいう。

4 国際連携

国境を越えて敢行されるマネー・ローンダリングやテロ資金供与を防止するためには、相対的に規制の緩い国の金融サービス等が悪用されることのないよう、各国が連携して対策を講ずることが不可欠である。このため、国際社会においては、金融活動作業部会（FATF）(注１)、アジア・太平洋マネー・ローンダリング対策グループ（APG）(注２)、エグモント・グループ等の枠組みの下、マネー・ローンダリング対策及びテロ資金対策の国際的基準の策定、普及等が行われており、警察庁もこれらの活動に積極的に参画している。

（１）FATFの活動内容と警察庁の参画状況

FATFは、マネー・ローンダリング対策及びテロ資金対策に関する国際協力を推進するため設置されている政府間会合であり、平成23年末現在、我が国を含む34の国・地域及び２国際機関が参加している。FATFは、マネー・ローンダリング対策及びテロ資金対策として、各国が法執行、刑事司法及び金融規制の各分野において講ずるべき措置を、「FATF勧告」として示している。また、FATFは、加盟国における勧告の遵守の徹底のため、順次、各加盟国に審査団を派遣して相互審査を実施しており、我が国に対しても20年に３回目の審査が実施された。これを受けて我が国は、23年10月、パリで開催された全体会合において、同審査で指摘された各勧告の改善状況を報告した（22年10月に続いて２回目の報告）。

警察庁では、従来から、FATFの活動に積極的に参画しており、23年中は、年３回の全体会合のほか、作業部会に職員を派遣した。

（２）APGの活動内容と警察庁の参画状況

APGは、アジア・太平洋地域のFATF非参加国・地域におけるマネー・ローンダリング対策を促進するために設置された国際協力の枠組みであり、平成23年末現在、我が国を含む41の国・地域が参加している。警察庁では、23年中、年次会合のほか、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与の手口分析の研究のための会合に職員を派遣した。

（３）エグモント・グループの活動内容と警察庁の参画状況

エグモント・グループは、各国のFIU間の情報交換、研修、専門知識に関する協力等を目的として設置された国際機関であり、平成23年末現在、我が国を含む127の国・地域のFIUが参加している。警察庁では、23年中、年次会合のほか、作業部会に職員を派遣した。

（４）外国のFIUとの情報交換

国境を越えて行われるマネー・ローンダリングやテロ資金供与を発見するためには、各国のFIUが保有する情報の積極的な交換が必要であることから、国家公安委員会・警察庁では外国のFIUとの連携を強化し、活発な情報交換を実施している。

また、国家公安委員会・警察庁では平成23年末現在、合計34の国・地域のFIUとの間で情報交換のための枠組みを設定している。

表３-14　国家公安委員会・警察庁と外国のＦＩＵとの情報交換件数の推移（平成19年～23年）

区分＼年次	19	20	21	22	23
情報交換件数(件)	55	124	120	152	226

注：平成19年は、4月1日以降の情報交換件数

表３-15　外国のＦＩＵとの情報交換枠組みの設定状況

設定年	設定国・地域
19	香港、タイ、マレーシア、ベルギー、オーストラリア、米国、シンガポール、カナダ、インドネシア、英国、ブラジル、フィリピン
20	スイス、イタリア、ポルトガル、韓国、ルーマニア
21	パラグアイ、フランス、カタール
22	トルコ、メキシコ、ルクセンブルク、チリ、フィンランド、インド
23	ナイジェリア、中国、カンボジア、マカオ、キプロス、アルゼンチン、スペイン、サンマリノ

注１：Financial Action Task Forceの略
　２：Asia/Pacific Group on Money Launderingの略

警察活動の最前線

ふっけい君

国境を超えて

福岡県警察本部暴力団対策部組織犯罪対策課
江藤　隆之　警部補

私は、組織犯罪対策課に置かれた国際捜査室の一員として、主に外国人の取調べを担当しています。

外国人の取調べは、言語はもちろんのこと、生活習慣、道徳、法律等の違いから意思の疎通が難しく、黙秘され続けたり、さらには「我々の恐ろしさを知らないのか」「幾ら金が欲しいか」などと脅しや取引を持ちかけられたりと、困難を極めることが多々あります。そのような中でも、私は「外国人でも心は通じ合える」との信念を持って取調べに臨んでいます。

例えば、心を閉ざして否認を貫く被疑者に対し、故郷で農業をしている両親が高齢であり心配していることなど自分の境遇を語りかけたところ、間もなくして被疑者が「私も故郷に両親がいる。父親が病気で母親が一人で農業をしているので、父親の治療費を稼ごうと思って・・・」と、私に心を開き、犯罪の事実を話してくれたことがあります。

外国人犯罪者であれ、私たちと同じように故郷があり、そこには家族がいます。文化や風習が違っても、人間として感じることは同じだと確信しています。罪を許さず、事件を解決するのは当然のことですが、私は同じ人間として、今後も「心の通じる取調べ」を心掛けたいと思っています。

らぴぃ

警察官として…そして、人として…

岐阜県警察本部刑事部組織犯罪対策課
大野　純子　警部補

初めて薬物捜査に携わってから15年が経ちました。

薬物事犯はこの10年で様変わりし、過去に経験したものとは比べものにならないほど巧妙化の一途をたどり、高度な捜査が求められていますが、今も揺るがない、私の根幹は「薬物（犯罪）に手を染めている者を立ち直らせたい」という思いです。

社会の人間関係が希薄であると叫ばれ、それゆえに、悲しい事件が後を絶たない昨今、私は過去に取り調べた被疑者が再度薬物に手を染めたとしたら、それは自分の責任でもあるという思いで一人一人と接しています。出所後、周囲に頼れる人間がおらず、夜泣きながら私に電話をしてくる者もおり、そういうときは母親のような気持ちで相手の話に耳を傾けます。

薬物捜査に関し、警察官という立場からすれば、末端乱用者を根絶するとともに様々な法令を駆使して供給源を絶ち、犯罪収益をはく奪して組織を壊滅することが必要不可欠ですが、その一方で「まず人として、私がどう向き合うべきか」を常に考え、捜査していきたいと考えています。

注：掲載されているキャラクターは、都道府県警察のマスコットキャラクターです。